

海外からの問い合わせの着地点に！

海外販路開拓支援事業 (外国語版ホームページ整備)



概要	日本語で表記された自社ドメインのホームページ内に外国語版ホームページを追加する事業、または、日本語以外の言語で表記された既存の自社ドメインのホームページを改良する事業に要する経費の一部を助成します。
対象者	<p>以下のすべてを満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営んでいる。 ② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に①の事業の主たる事業所または生産施設がある。 ③ 市税の滞納が無い。
対象経費	<p>ホームページ改修委託料、翻訳費</p> <p>※市内の業者に発注する事業に限ります。なお、対象者が自社で改修を行う場合は、外注翻訳費のみ対象とします。</p> <p>※ホームページ改修委託費については、ホームページ作成・改修を業務としている中小企業者は対象外です。</p>
助成額	<p>対象経費の2/3以内 限度額40万円</p> <p>※ 対象経費30万円以上の事業に限ります。</p> <p>各企業1回限り</p> <p>※ 平成27年度以降の中小企業者海外販路開拓支援事業の適用回数を含みます。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 米国関税措置対策として 令和7年度に限り、助成拡充 </div>
募集時期等	隨時（予算に限りがありますので、決まり次第、お早めにご相談ください）
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請時に見積書および作成・改修内容の提出が必要です。 ② 外国語ページの作成・改修内容が軽易であった場合、補助金交付決定後でも交付決定を取消す場合があります。 ③ 他の助成制度（国、県、その他の助成）との重複は認められません。 ④ 見本市等出展、海外ECサイト活用と同一年度に実施できます。

◆中小企業者とは

以下の資本金基準、従業員基準のいずれかを満たす会社を指します。

中小企業者		
業種	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
情報サービス業、 映像・音声等制作業、 デザイン業	5千万円以下	100人以下

提出書類等はこちらからダウンロードできます。



海外販路開拓支援事業
(外国語版ホームページ整備)
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/3/4/6584.html>

【お問い合わせ先】

金沢市 経済局 産業政策課 産業政策係 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2204 FAX 076-260-7191 MAIL sansei@city.kanazawa.lg.jp